令和８年10月16日

お客さま各位

東栄信用金庫

振込依頼人名の変更による暗号資産交換業者・資金移動業者への
振込制限について

日頃から東栄信用金庫をご利用いただきありがとうございます。

さて、昨今インターネットバンキングにおける不正送金事案や、還付金詐欺・架空請求詐欺等をはじめとする特殊詐欺事案において、暗号資産交換業者や資金移動業者へのお振込みによるお客さまへの被害が増加しています。

当金庫では不正送金防止の観点から、暗号資産交換業者や資金移動業者へのお振込に際し、口座名義と異なる依頼人名によるお振込みについてはお断りさせていただきます。

また、店頭での暗号資産交換業者や資金移動業者へのお振込の際は、お客さまが詐欺被害に遭われていないかを確認させていただくため、お振込理由の確認や必要に応じご説明資料等の提出をご依頼させていただく場合がございます。

お客さまの大切な財産をお守りするため、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

振込依頼人名による取扱可否の具体例

支払口座名義	振込依頼人名	振込可否
トウエイ　タロウ	トウエイ　タロウ	振込可
	０１２３　トウエイ　タロウ	振込可
	トウエイ　ハナコ	振込不可
	トウ　タロウ	振込不可
	ＴＯＥＩ　ＴＡＲＯ	振込不可